

松本市母子父子寡婦福祉資金未収金整理業務委託プロポーザル実施要領

1 趣旨

松本市母子父子寡婦福祉資金貸付金借受人（連帯借受人及び連帯保証人を含む。）が滞納している元利金及び違約金（以下「未収金」という。）を対象とし、債権回収について専門知識、経験及びノウハウを有する弁護士法人等に未収金回収及び回収不能金の報告書の作成業務を委託することにより、未収金の回収強化を図り、公平な市民負担の確保及び公正な行財政運営の向上を目的とするもの。

2 業務の概要（業務名、業務内容、業務期間、業務場所等）

(1) 業務名

松本市母子父子寡婦福祉資金未収金整理業務

(2) 業務内容

借受人の未収金の回収に係る業務

(3) 業務委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 履行場所

受託者事務所内他

3 スケジュール

日 程	内 容
令和8年8月 6日（木）	公告、質疑受付
8月18日（火）	質疑受付締切
8月21日（金）	質疑回答送付、HP掲載予定
8月26日（水）	参加表明書等の提出締切
9月25日（金）	提案書等の提出締切
9月30日（水）	第1次審査（書類選考 ※5者以上の場合）
10月 7日（水）	第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング審査）
後日	結果通知

4 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4又は松本市財務規則（昭和3年規則第10号）第104条の規定に該当しないこと。
- (2) 公告の日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者ではないこと。
- (3) 松本市暴力団排除条例（平成24年条例第3号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者ではないこと。

- (4) 松本市製造の請負、物件の供給等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成29年3月31日訓令甲第10号）の規定による指名停止処分を受けていないこと。
- (5) 国及び他の地方公共団体において指名停止処分を受けていないこと。
- (6) 松本市の入札参加資格を有していない場合は、国税及び地方税に滞納がなく、社会保険等に加入していること。

5 選定方法

(1) 選定委員会

委託候補者の選定に関する審査は、本市が設置する委託候補者選定委員会が行う。

(2) 第1次審査（書類審査）

ア 開催日

令和8年9月30日（水）

イ 実施方法等

提出された提案書で書類審査を行い、第2次審査参加者を4者選考する。結果については、参加事業者全員に通知する。

(3) 第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング審査の実施）

ア 開催日

令和8年10月7日（水）

詳細については、別途通知する。

イ 実施方法等

- (ア) 参加事業者が提案書の内容について説明を行い、その後に審査員が質問を行う。
- (イ) プレゼンテーション及びヒアリング審査時間の目安は、45分とする。なお、プレゼンテーションは、30分以内とする。
- (ウ) プレゼンテーション時間を超過した場合や提案に関係の無い説明が行われた場合は、プレゼンテーションの打ち切りや中止を行う場合がある。
- (エ) プレゼンテーションは、「提案書（任意様式）」を投影し行う。
- (オ) プレゼンテーション及びヒアリング審査時における資料の追加は認めない。

6 審査項目、審査基準及び評価基準点

参加事業者から提出された提案書、プレゼンテーション資料及びヒアリング審査の内容について下記に示す審査基準に基づいて評価し順位を決定する。このうち第1順位の提案を行った参加事業者を委託候補者として選定する。

(1) 評価基準点は次による。

ア 90点満点／審査員1人当たり（内訳：提案評価90点）

イ 提案評価基準点の満点に対する6割を基準点とする。

ウ 提案評価点と価格評価点の合計点で順位を決定する。

エ 順位が最上位の者を委託候補者として選定することとし、提案評価点が評価基準点を下回った者については、委託候補者として選定しない。

オ 得点の合計が最大となる者が2者以上となった場合には、選定委員会に置いて協議のうえ、提案評価の高い者を委託候補者として選定する。

カ 選定委員会が本業務を実施しうる能力に満たないと判断した場合、委託候補者を選定しないことがある。

キ 参加事業者が1者の場合は、採点の結果、提案評価点の6割を超える場合、適切に業務を遂行できるか総合的に判断し、選定することとする。

(2) 審査基準（提案評価及び価格評価）

ア 提案評価

評価項目		評価内容	評価基準	配点
1	業務実績	業務実績	同事業の実施年数、他自治体での契約件数、他自治体での回収件数など、十分な業務実績があるか。	5
2	業務内容	債権回収方法 （催告及び回収業務）	実施方法、通知・電話連絡の回数など、具体的な手法を提案しているか。	20
		特に注意している事項	クレーム防止策・発生後の対応、回収にあたって注意している事項等を示しているか。	20
		業務にあたる人員構成	弁護士・事務員等の体制、必要な経験・知見・資格の有無などを提示し、確実に事業を遂行できる体制となっているか。	10
		債権回収業務に関連した具体的な提案・特色	債権回収に向けた取り組みにあたり、本事業の位置付けを十分理解し、分析したうえで、提案しているか。	20
		情報の管理方法	情報セキュリティ対策について、具体的に示しているか。	15
提案評価 合計				90

イ 価格評価

評価基準	配点
最低提案価格比率（最低提案報酬率/提案報酬率）	10

(3) 選定結果の通知

ア 選定結果は、翌日以降、参加事業者へ通知する。

イ 結果について意義申立ては、一切認めない。

(4) 提案の再募集

提案評価審査の時点で全参加者が不採用となった場合は、参加表明した事業者を対象に再提案を求めることとする。

7 本審査に関する質疑応答

(1) 質問締切日

令和8年8月18日（火）17時まで（必着）

(2) 提出書類

質問票（様式第1号）

(3) 提出先

松本市こども福祉課（担当：一志・吉澤）

TEL：0263-33-4767（直通）

E-mail：kodomo-f@city.matsumoto.lg.jp

(4) 提出方法

電子メールで提出し、本市が受信したことを電話で確認する。

(5) 回答

令和8年8月21日（金）までに、市ホームページに掲載する。

(6) 留意事項

ア 軽微な確認事項を除き、電話等による質問は受付けない。

イ 回答は、募集要領と一体のものとして、要領と同等の効力を有するものとする。

8 参加申請書の提出

(1) 提出締切日

令和8年8月26日（水）17時まで（必着）

(2) 提出書類等

ア 参加申請書（様式第2号） 1部

イ 実施体制書（様式第3号） 1部

ウ 遵守事項確認票 1部

エ 会社経歴書（任意様式） 1部

オ 登記事項証明書（直近3カ月以内のもの。履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書） 1部（写し可）

カ 印鑑証明書（直近3カ月以内のもの。） 1部（写し可）

キ 貸借対照表、損益計算書（直近1年分） 1部（写し可）

ク 納税証明書（直近3カ月以内のもの。申請者（本社）のみ。） 1部（写し可）

（ア） 国税 法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明

（イ） 市税 松本市に納税義務がある場合、滞納がないことの証明書

ケ 社会保険等の加入を証する書類 1部（写し可）

(3) 提出先

松本市こども福祉課（担当：一志・吉澤）

〒390-8620 長野県松本市丸の内3番7号

TEL：0263-33-4767（直通）

(4) 提出方法

提出先に郵送又は持参による。

9 提案書の提出

(1) 提出締切日

令和8年9月25日（金）17時まで（必着）

(2) 提出書類等

ア 提案書（任意様式） 6部（正本1部、副本5部）及び電子データ

イ 見積書（任意様式） 1部及び電子データ

(3) 提出先

松本市こども福祉課（担当：一志・吉澤）

〒390-8620 長野県松本市丸の内3番7号

TEL：0263-33-4767（直通）

(4) 提出方法

提出先に郵送又は持参による。

10 提案書の内容

(1) 実施方針

本業務の実施方針、案、プロセス案及び留意すべき事項について記載すること。

(2) 業務の実施方法及び主要論点

仕様書に記載の事項に基づき、実施方法、実施提案、本業務の目的に照らし特に必要と考える主要論点について記載すること。

(3) 業務スケジュール

業務のスケジュールを記載すること。

(4) 業務実施体制

項目「8 参加申請書の提出」において提出した実施体制書（様式第3号）を基に、本業務の実施体制を記載すること。

11 留意事項

(1) 応募に関する留意事項

ア 応募書類の取扱い

（ア） 応募者の提案は、1件に限る。

（イ） 応募書類は、理由の如何を問わず返却しない。

（ウ） 参加事業者名は、契約締結後公開できるものとする。また、応募書類は原則非公開とする。

（エ） 提出期限後において、提出した書類の内容を変更することはできない。

（オ） 本市が必要と認める場合、追加書類の提出を求めることがある。

（カ） 本市が必要と認める場合、応募書類の提出後に、参加事業者に問い合わせることがある。

イ 費用負担

応募に関して必要となる費用は、応募者の負担とする。

ウ 応募書類等の著作権

応募書類等の著作権は応募者に帰属する。

ただし、本市は委託候補者の決定の公表等必要な場合、応募書類の内容を無償で使用することができるものとする。

エ 本市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁ずる。

(2) 応募書類作成に係る留意事項

ア 共通事項

(ア) 原則としてA4判（縦横は問わない。）

(イ) 文字サイズは、11ポイント以上を基本とする。

(ウ) 応募書類作成の際に使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

イ 見積書（任意様式）

(ア) 見積書は、本業務の仕様書及び提案書に記載した内容を踏まえ、必要な成功報酬率を算出し記載する。

(イ) 見積書は、封緘して提出する。

(ウ) 見積書に記入する数字は、アラビア数字を用いる。

【例】12%

(エ) 見積書の記載事項を訂正するときは、誤字に2線を引き、上部に正書し、欄外にその旨を記載し押印する。ただし、成功報酬率の訂正は認めない。

1.2 契約の締結

契約締結日から令和9年3月31日までの業務契約を委託候補者と締結するものとする。

1.3 担当

松本市こども福祉課（担当：一志・吉澤）

〒390-8620 長野県松本市丸の内3番7号（松本市役所東庁舎1階）

TEL：0263-33-4767（直通）

E-mail：kodomo-f@city.matsumoto.lg.jp